静岡市医療法施行細則の一部改正について（案）の概要

１　規則等の案の題名

　　静岡市医療法施行細則の一部改正について（案）

２　改正しようとする規則等

静岡市医療法施行細則(平成15年4月1日規則第135号)

３　規則等を定める根拠となる法令の条項

1. 医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の５の４第1項
2. 医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の５の４第３項
3. 医療法（昭和23年法律第205号）第56条の６
4. 医療法（昭和23年法律第205号）第56条の11

４　改正の趣旨及び規則等の案の内容（改正の内容）

1. 救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の変更認定申請書（様式第30号の　　４）及び救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画変更認定書（様式第56号の４）の追加について

医療法（以下、「法」という）第42条の３第１項の規定により、社会医療法人の認定を取り消されたものは救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画（以下、「実施計画」という。）を静岡市保健所長（以下、「保健所長」という）に提出し、認定を受けることができる。この実施計画を変更しようとするときは法施行令第５条の５の４第１項の規定により、保健所長に認定を受けなければならない。様式第30号の４はその申請をする際のものであり、様式第56号の４は申請に基づき認定をした際に申請者に交付するものである。平成28年９月１日規則第92号により実施計画の申請様式は追加したが、変更認定に係るこれら様式が定められていなかったため改正を行う。

1. 救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の変更届出書（様式第30号の５）の追加について

　　　法施行令第５条の５の４第１項ただし書の軽微な変更については、第３項の規定のより、保健所長に届け出なければならない。様式第30号の５はその届け出をする際のものである。①同様、改正を行う。

1. 医療法人の清算中の清算人就任届（様式第39号の２）の追加について

法第56条の６の規定により、医療法人が解散し、清算中に就任した清算人は保健所長に届け出る際の様式である。これまでに様式が定められていなかったため改正を行う。

1. 医療法人清算結了届（様式第39号の３）の追加について

法第56条の11の規定により、医療法人の清算が結了した際に清算人が保健所長に届け出る際の様式である。これまでに様式が定められていなかったため改正を行う。

５　規則等を施行する時期（予定）

　　令和５年４月１日